

8.自動車関係事業者の推移

		平成10.3.31		平成15.3.31		令和2.3.31		令和3.3.31		令和4.3.31		
		事業者数	指数	事業者数	指数	事業者数	指数	事業者数	指数	事業者数	指数	
自動車 運送事業	バス	39	100	67	171	76	194	72	184	71	182	
	ハイタク(法人)	146	100	160	109	115	78	113	77	112	76	
	ハイタク(個人)	340	100	372	109	341	100	331	97	318	93	
	特定旅客	2	100	6	300	6	300	4	200	5	250	
	一般貨物(特積)	9	100	9	100	7	77	7	77	7	77	
	一般貨物	688	100	788	114	893	129	896	130	897	130	
	特定貨物	6	100	4	66	4	66	4	66	3	50	
	霊柩	77	100	96	124	97	125	97	125	94	122	
レンタカー事業		133	100	153	115	414	311	423	318	447	336	
整備工場	認証工場	1,994	100	2,030	101	2,085	104	2,073	99	2,089	104	
	認定工場	一種整備工場	21	100	14	66	8	38	8	100	7	33
		二種整備工場	39	100	31	79	20	51	18	90	14	35
	特殊整備工場	車体整備	19	100	23	121	30	157	29	96	27	142
		電装整備	9	100	8	88	8	88	8	100	7	77
		タイヤ整備	2	100	2	100	2	100	2	100	2	100
	指定工場		510	100	553	108	614	120	610	99	612	120

- ※ 1. 一般貨物(特積)は、県内に本社を有する事業者である。
 2. 「バス」は一般貸切旅客自動車運送事業者と、一般乗合旅客自動車運送事業者のうち、バス車両(乗車定員11人以上)を保有する者の合計である。